

# 通級による指導とは



香川県教育委員会

## Q1 高等学校における「通級による指導」とはどのようなものですか？

- A. ・指導の対象となる生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受けるものです。

## Q2 「通級による指導」はどのような生徒が対象になりますか？

- A. ・通常の学級に在籍している生徒が対象です。香川県では、難聴、言語障害、LD、ADHD等を対象としています。（必ずしも医師の診断を要するものではありません。）  
・学习上又は生活上の困難のある生徒のうち、本人・保護者が希望し、校内委員会において特別の教育課程による教育を行うことが適当と判断される生徒です。

## Q3 「通級による指導」では、何を指導するのですか？

- A. ・障害による学习上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動の指導内容から個々の生徒の状況に合わせて内容を選び、個別の指導計画等を作成し、指導します。

## 「通級による指導」の例

### 聞き取りに苦手がある場合

- 聴力に合わせて、読む・書く・聞く・話す力を高めます。



### 話し方に苦手がある場合

- 正しい発音の仕方や話すことの意欲を高める学習をします。



### 読み書きや会話に苦手がある場合

- その生徒に合った読み書きの方法や表現の仕方などを学習します。



### 人間関係に苦手がある場合

- 感情や行動のコントロールの仕方や場に応じたコミュニケーションの仕方を学習します。  
○状況に応じた尋ね方や、自分の意思を伝える方法などを学習します。

### 自己管理に苦手がある場合

- 生活リズムを整えたり、社会生活に必要なルールやマナーを身に付けたりするための学習をします。



## Q4 「通級による指導」は、誰が指導するのですか？

- A. ・「通級による指導」の対象となる生徒が在籍する高等学校の教員が指導します。  
・個別の指導計画等に沿って、担任や教科担任と連携しながら、また、必要に応じて外部の専門家の協力や助言を得ながら指導します。

## Q5 「通級による指導」の終了はどのように決まりますか？

A.

- ・教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、自立や社会参加に必要なスキルを習得したり、学習意欲や自己肯定感が向上したりするなど、学習上又は生活上の困難が改善・克服され、通常の学級における授業のみで十分に学習や生活が可能であると校内委員会等で判断されれば、「通級による指導」は終了します。



## 「通級による指導」実施の流れ

